

## 4. 基本理念

### 4.1 基本認識

前述の背景や検討経過等を踏まえた、利活用における基本認識については、次のとおりまとめられる。

- ・ 県庁舎跡地は、長崎発祥の礎となった場所であり、まちの変遷にあわせて重要な場所であり続けた。この地の様々な歴史の積み重ねをしっかりと伝えるとともに、この地に対する人々の思いを大切にしたい利活用を図っていく必要がある。

1571年の長崎開港以降、岬の教会、長崎奉行所、4代の県庁などが置かれ、開港当時、県庁舎跡地付近に森崎神社があったとする文献等も存在する

- ・ 海外との交流等により、異文化を広く受け入れ、融合させ、新たな価値を創造・発信し、我が国の近代化にも貢献するなど、長崎のまちがこれまで果たしてきた役割を受け継いだうえで、これからも長崎県の発展に資するような利活用を図っていく必要がある。

また、長崎県全体が、古くから朝鮮半島や中国など、様々な交流により発展してきた地域であり、こうした交流の歴史を代表する場所として、これからも県内外とつながり、本県はもとより国内外の発展にも資するような利活用を図ることが望ましい。

- ・ 現在、新幹線の開業や特定複合観光施設（IR）の誘致のほか、松が枝埠頭2バース化、県庁や市役所の移転、民間事業者による様々なプロジェクトの進行など、100年に一度とも言えるべき変革の時期を迎えるにあたり、エリア全体の人々の流れやまちづくりの動き、さらには産業構造の変化等を踏まえ、この地に県として求められる機能や利活用のあり方を整理することが求められる。

(参考)

新たなまちづくりの動き



## 4.2 求められる役割

基本認識等から、これからも、この地には以下のような役割が求められる。

(まちなかの中心に位置する貴重な場所として)

県民市民の日常的な憩いや集いの場に加え、様々な本県の魅力を発信し、インバウンドを含む観光客等も引き寄せられ、まちなか等への回遊や県内周遊を促す起点となるなど、これからも「賑わい」をもたらす場所であり続けること

(長崎県の発展を牽引する場所として)

産学官等の連携をはじめ、県内各地や国内外とつながり、若者や女性など幅広い層の人々の交流を促し、新たなビジネスやサービスの創出を図るなど、これからも「新たな価値を創造」する場であり続けること

(様々な歴史を持つ長崎を象徴する場所として)

今後の活用において、より一層この場所にふさわしい「たたずまい・デザイン」を有し、この地の歴史や果たしてきた役割等をしっかりと伝えること

## 4.3 基本理念

### 4.3.1 基本理念の設定

この地に求められる役割を踏まえ、基本理念を下記のとおり設定する。

<b>基本理念</b>
<b>歴史が息づく地で、賑わいと交流による新たな価値を創造する</b>

(趣旨)

様々な歴史を有し、長崎のまちの中心・象徴として、海外に開かれ、多様な交流による創造・発信の拠点であり続けたこの地の役割を受け継ぎ、若い人達をはじめ多様な人材が集い、交流することにより、長崎県の発展につながるような新たな価値を生み出していく場を、県民の皆様と共に作り上げていく。

### 4.3.2 新たな価値の創造

基本理念に掲げる、長崎県の発展につながるような新たな価値として、「まち(地域)の活力を生み出す」「新たなビジネスやサービスを創出する」「地域や産業を支える人材を育成する」ことを目指すこととし、その実現に向け必要となる機能や運営体制等を整備していく。

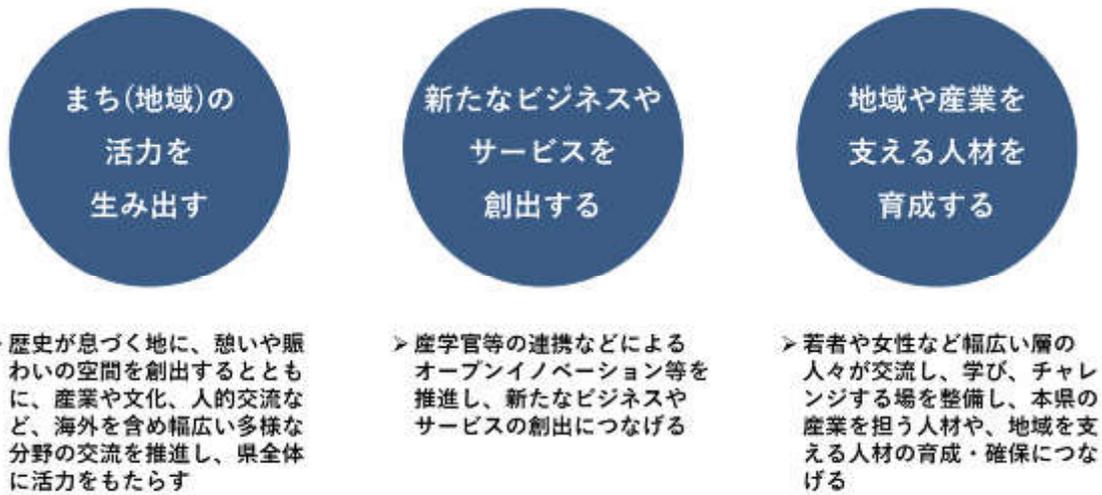


図 4-1 目指すべき新たな価値

## 5. 機能や配置の考え方

### 5.1.1 基本的考え方

基本理念等を踏まえ、県庁舎跡地と県警本部跡地に、出島との連携や周辺エリアの開発との連動等にも留意し、「賑わい」と「交流」に資する機能を効果的に配置する。

(主な機能)

- ・人々が憩い、日常的に賑わう「広場」
- ・この地の歴史や世界遺産など本県の魅力を伝える「情報発信機能」
- ・多様な交流を促進する「交流支援機能」  
うち県警本部跡地では、産学官等の連携によるオープンイノベーション等を推進
- ・その他、第二別館跡地付近に、バスベイや待合所等を設置

整備後の新たなニーズや課題等に対応できるようなスペースの確保や、低層による建築とするなど「可変性」を確保しつつ、段階的な整備を推進する。

いわゆる「本物」については保存・活用することを基本とし、現存する石垣等の利活用を検討するほか、埋蔵文化財の状況に配慮した建物等の整備・配置とする。

隣接する出島と連携しつつ、歴史を感じることでできるたたずまいを持つ空間とするなど、景観やデザインの一体性に配慮する。

### 5.1.2 埋蔵文化財の状況に配慮した建物等の整備・配置（土地利用の考え方）

令和 2 年度までの埋蔵文化財調査の結果等を踏まえて、土地利用の基本的考え方としては、現存する石垣等を保存・顕在化させる方向で検討する。また、建物等を整備する場合は、これまでの埋蔵文化財調査において地山であることが確認された敷地中央部（旧県庁本館が建っていた付近）での整備を検討するなど、埋蔵文化財の状況に配慮したものとする。

このほか、構造を木造や低層とする等により、残存する過去の構造物の撤去や大がかりな基礎が不要な軽量の建築物とするなど、埋蔵文化財への配慮について留意する。

### 5.1.3 機能や配置のイメージ

基本理念を踏まえ、「賑わい」と「交流」に資する機能を効果的に配置する。また、個々の機能を分離することなく、それぞれの機能の特徴を活かしながら、互いに連携し相乗効果を生み出すものとする。

#### (1) 県庁舎跡地（石垣上）

出島側と 4m～8mの高低差がある石垣上の敷地については、歴史ある石垣に囲まれた敷地であることや、市役所通り（国道 34 号線：長崎街道）の終点であること等を踏まえて、この地の歴史を感じつつ、賑わいや交流につなげるべく、日常的な憩いや賑わいの場となる広場や、出島等を見渡せるロケーションを活かした歴史等の情報発信機能、多様な交流を促進するための交流支援機能などを整備する。

## (2) 県庁舎跡地（石垣下）

出島側の石垣下の敷地については、復元が進む出島との連携にも留意し、令和2年度の埋蔵文化財調査で出土した石垣を見せる方向で検討するとともに、それにより生まれる空間に本県の魅力を伝える情報発信機能を、また、第一別館跡地付近に石垣上と下をつなぐ階段等を、第二別館跡地付近にバスベイや待合所等の交通結節機能を整備する。

## (3) 県警本部跡地

県警本部跡地については、周辺エリアの開発との連動にも留意しながら、県庁舎跡地における交流支援機能等とも連携し、産学官等の連携によるオープンイノベーション等を推進するなど、新たなビジネスやサービスの創出につながるような機能を整備する。

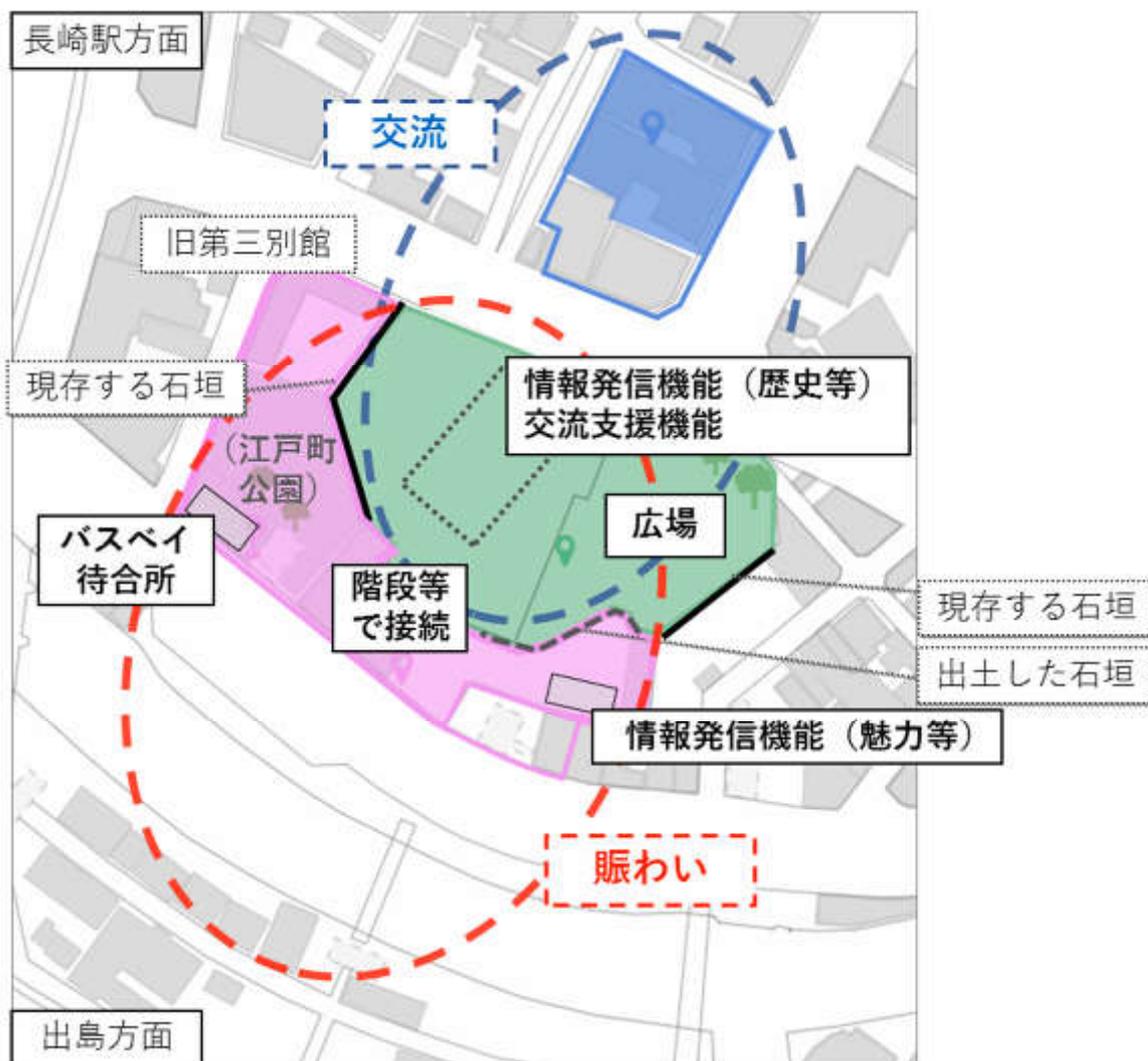


図 5-1 配置イメージ

## 6. 具体的な機能や配置

### 6.1 基本的な考え方

前述の考え方に基づく、箇所ごとの具体的な機能や配置については、以下のとおり。

#### 6.1.1 石垣上の敷地

この地の歴史を感じつつ、幅広い賑わいや交流を促す広場や空間を整備する。

遺構等に配慮し、敷地中央部に低層の建物の配置を検討。

(1フロア約 1,000 m<sup>2</sup> ~ 1,500 m<sup>2</sup>の2階建て程度をイメージ)

具体的な建物等の規模や配置、デザイン等は今後検討のうえ決定。



#### (1) 広場

県民市民や観光客等の日常的な憩いの場となるとともに、多様な催しやイベント等により新たな賑わいを創出する等、歴史を感じるたたずまいを持った趣のある広場とする。

広場にはカフェ等を併設するほか、まちなかのグリーンスポットとして、緑の中で、訪れた家族連れや友達同士がゆっくりと腰を下ろしてくつろげるように、ベンチやルーフ、デッキ等の設備などについて工夫する。

また、既存の敷地内の段差を活用し、芝生の空間と石畳等の空間をそれぞれ整備することや、防災機能をどの程度持たせるか等についても検討する。

このほか、祭りや野外コンサート、県産品のPR、おくんちに関する催し、小規模なマルシェ、食のイベントなど多様な催し等に対応できるよう、電源や給排水設備、照明等の整備や、通常時、広場等の一部を駐車場として使用することなどについても留意する。

こうした機能や工夫等とともに、地元や経済界、行政等による運営の仕組みづくりを推進する等により、県民市民による日常的な賑わいの中に、長崎を訪れる観光客等も引き込まれ、さらに交流が生まれていくような空間とする。

#### (2) 情報発信機能（歴史・世界遺産等）

出島を見渡せるロケーションを活かしながら、岬の教会、長崎奉行所、幕末の各種伝習所、歴代の県庁のほか、森崎神社があったとされる文献の存在など、この地の様々な歴史の変遷を伝える。また、この地にも深く関わりのある「明治日本の産業革命遺産」「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の二つの世界遺産などについても発信する。

情報発信については、従来型の博物館のように本物を展示するだけでなく、利用者に歴史等を体感してもらえよう手法について工夫することとし、例えば、AR（拡張現実）やVR（仮想現実）、MR（複合現実）などの先端技術や、ビジュアルでわかりやすいデジタ

ルサイネージの活用など、他事例等を参考にしながら効果的な手法等を検討する。

なお、先端技術は、歴史等の魅力を感じてもらう手段である一方、時代とともに更新していくことに留意する。

### (3) 交流支援機能（多様な交流の促進）

海外を含め、多様な人材や文化、知識、技術等に接することのできる場として、幅広い交流をサポートする機能とともに、間仕切りできる多目的交流スペース、学びの場などとしての研修・講義スペース、映像設備や通信機能等を備えたプレゼンテーションスペース、人々が気軽に集えるオープンカフェなどを整備する。

また、県警本部跡地の交流支援機能との連携を図り、企業や大学等の共同研究による成果を発表したり、企業等が開発した新たなサービス等を実証する場として県庁舎跡地を活用すること等について検討する。

#### 【利活用イメージ】

- ✓ 関係団体や大学等と連携した国際交流・体験等の実施
- ✓ まちの就業者をターゲットとした産業や文化などのリカレント教育の実施
- ✓ 学生などの学び・発表・PR、チャレンジ等の場
- ✓ 県民市民等によるワークショップ等の開催
- ✓ 企業や学生などの交流の場、大学ゼミ等の実践の場
- ✓ 企業等が開発したサービスに県民市民が触れることのできる場 等

### (4) その他

起業や創業を目指す若者等を支援するチャレンジショップ等の設置について、店舗スペースやキッチンカー、テント等による出店など、石垣下の敷地を含め検討する。

また、附置義務による必要台数等も勘案のうえ、事業者や関係者用も含めた、駐車スペースの確保についても留意する。

このほか、隣接する出島とともに様々な歴史を体感することに加え、留学生などと交流することや、企業等が開発した新たなサービスに触れることができるなど、子ども達の学びの場としても有効であると考えられることから、修学旅行など、学習面で効果的な活用が図られるようにコンテンツや機能等について工夫する。

### (5) 建物の規模等

現時点における想定として、類似事例等を参考とした、各スペースの一般的な広さ等を勘案し、1フロア約1,000㎡～1,500㎡の2階建て程度の建物をイメージしている。

なお、具体的な建物等の規模や配置、デザイン、導入機能や建物の詳細等については、今後検討のうえ決定する。

## (6) 段差を活かした空間等の整備

県庁舎跡地の石垣上の敷地は、高低差約 4m の段差がある形状であるため、この段差を活用した空間等の整備・配置を検討する。

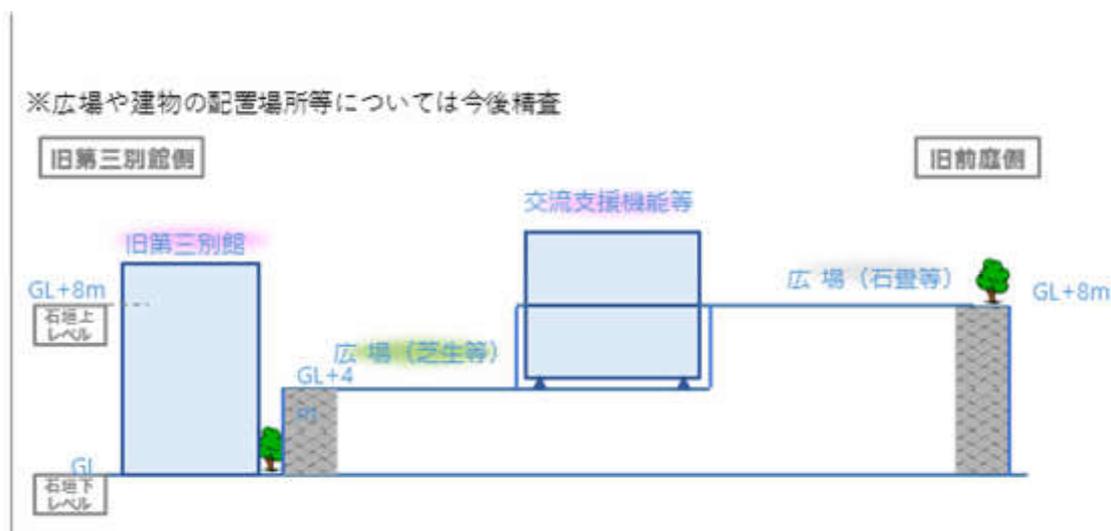


図 6-1 断面イメージ例

### 6.1.2 石垣下の敷地

出島との連携や江戸町公園との一体的活用に留意し、人々が行き交う賑わいの空間を整備する。

出島等との景観にも配慮し、情報発信や待合所は平屋や 2 階建て程度の低層の建物の配置を検討。

具体的な建物等の規模や配置、デザイン等は今後検討のうえ決定。



#### (1) 石垣の保存・利活用

令和 2 年度の埋蔵文化財調査で出土した旧県庁南側付近の石垣を見せる(保存・顕在化させる)ことを検討する。

今回出土した石垣については、何度も積み直しが行われているが、この積み直しの歴史の累積こそ価値があるとも考えられることから、安全面等を十分考慮しながら、出土した状態に一定の補強を施すなど、保存・利活用等の方法を検討する。

また、出土した石垣の直接的な価値に加え、県庁舎跡地に現存する石垣や、近隣の樺島町や築町に残る石垣などと併せ、一連の石垣として、歴史を踏まえた、ストーリー性を持った利活用等を検討する。

#### (2) 情報発信機能(本県の魅力発信)【旧県庁立体駐車場付近】

隣接するガソリンスタンド敷地を含めた一体活用を検討し、これにより生まれる石垣下

の南東側の出島に隣接する空間に、景観に配慮しつつ、訪れた観光客等をまちなかへの回遊や県内の周遊に誘う起点となるような、観光・物産・食など本県の魅力を伝える情報発信機能を整備する。具体的には、民間事業者のノウハウを活用し、観光客等が是非行ってみたいと感じるような近隣エリアに特化した情報や、グルメや物産など、プロフェッショナルな視点を持って県内各地で探し出した、ここでしか入手できないような情報等を提供する。

また、アプリの活用など、利用者がスマートフォンやタブレットなどで手軽に利活用できるようにすることや、外国人観光客や留学生等に配慮した多言語による情報発信などについても留意する。

### (3) 石垣下と上をつなぐ階段等 【第一別館跡地付近】

新たな利活用により賑わいや交流を促進するためには、敷地内外のアクセスをしやすいする必要があり、石垣下と石垣上をどのように繋ぎ、機能を強化できるかが重要となる。

これらを踏まえ、復元が進む出島や出島表門橋とのデザインの調和等にも留意しながら、石垣下と石垣上をつなぐ階段等を整備し、接続性ならびに人々の導線を確認する。

なお、階段等の整備については、バリアフリーやユニバーサルデザインにも留意のうえ検討を行う。

### (4) 交通結節機能 【第二別館跡地付近】

県庁舎跡地は、前述のとおり、地理的に長崎駅、松が枝、中心市街地等をつなぐまちの中心に位置し、出島とも隣接している。

こうしたことから、令和2年度に設置された「長崎市中心部の交通結節等検討会議」においてとりまとめられた基本計画においても、交通結節機能として、県庁舎跡地に長距離バスの発着や市内周遊バスとの乗継ぎのためのバスベイや待合所の設置の検討が盛り込まれている。

これらを踏まえ、交流の玄関口となる空港からのアクセスや都市間移動の利便性を考慮し、空港バスや都市間バス等の発着用のバスベイを設けることとし、雨風をしのげ、空調設備や案内表示、カフェ等を備えた待合所を併設する。

### (5) 賑わいの空間の創出

石垣下の敷地については、隣接する出島との連携や、長崎市所有の江戸町公園等の一体的活用などに留意し、インバウンドを含む観光客など、多くの人々が行き交う賑わいの空間を創出することとし、長崎市や関係者とも連携のうえ、早朝や夜間を含め、石垣下に生まれる空間等を有効に活用した催しや演出等について工夫する。

### (6) 建物の規模等

現時点における想定として、類似事例等を参考とした、各スペースの一般的な広さ等を勘案し、石垣下の情報発信スペースや待合所は平屋や2階建て程度の建物をイメージしている。

なお、具体的な建物等の規模や配置、デザイン、導入機能や建物の詳細等については、今

後検討のうえ決定する。

## (7) 旧第三別館

旧第三別館については、以下のとおり利活用ニーズの把握や耐震性を確保するための改修方法等の検証を進めている。

### 1) サウンディング型市場調査

令和 2 年度に、県庁舎跡地活用の考え方を踏まえた旧第三別館の利活用についてアイデアを伺うサウンディング型市場調査を実施し、幅広い利活用のアイデアの提案があった。

(主な提案内容)

- ・大学のサテライトオフィス
- ・簡易宿泊所やスタートアップ支援施設
- ・長崎ならではのテーマに取り組む企業等の入居スペース
- ・カフェやキッチンなどを備えたイノベーション拠点 など

### 2) 耐震改修等の検証状況

旧第三別館がコンクリートとレンガの混構造であること等を勘案し、建物の安全性の面などから、鉄骨等の補強による改修、免震工法による改修、ファサード(外観)のみを残す改修に大別して検討することとしている。

詳細な改修方法については、実際の旧第三別館の躯体等の状況を調査し、安全性や耐久性なども考慮しながら整理する必要がある、さらなる精査が必要である。

### 3) 今後の検討の方向性

これらを踏まえ、旧第三別館については、上記 ~ の改修方法を参考としながら、建物の詳細な状況調査を実施し、その上で、安全性や耐久性をはじめ、利活用ニーズや、今後の跡地活用全体における機能分担の整理などを総合的に勘案し、最終的なあり方を整理する。

### 6.1.3 県警本部跡地

周辺エリアの開発との連動にも留意し、将来の本県発展に資する、産学官等の連携によるオープンイノベーションなどを推進する。

民間開発を基本に、周辺部も含めた活用を検討。



#### (1) 産学官等の連携によるオープンイノベーション等の推進（交流支援機能）

県警本部跡地における交流支援機能は、長崎県の発展に資する、新たなビジネスやサービスの創出等につながるような、産学官等の連携によるオープンイノベーションなどを推進するための機能を整備する。

なお、整備にあたっては、県が設置するスタートアップ交流拠点（CO-DEJIMA）など、既存施設の機能集約を含め検討を行う。

##### 1) 具体的機能

異業種・異分野の人々や企業等が気軽に集まり仕事や作業を行う場をシェアするワーキングスペース、個室形式のシェアオフィス、企業や大学等が共同で使用する機材などを置く共同研究スペース、学生や企業などの交流サロン等を整備する。

##### 2) 民間開発を基本とした実現可能な事業スキーム等の検討

民間開発を基本に、企業向けオフィス等の整備を含め検討することとし、今後の企業等へのヒアリングなどを踏まえ、事業スキームや整備計画等を精査する。

事業スキーム等の精査にあたっては、オフィス床など、収益性を確保するために、どのような機能や施設が必要となるのか、また、県として、どこまでを収益事業として想定するか等について留意する。（詳細については、7. 事業の進め方を参照）

##### 3) 民間ノウハウを活用したマッチング等の推進

オープンイノベーション等を効果的に推進するため、民間事業者の持つノウハウ等を活かした、県内や都市部などの交流拠点等をつなぐハブ機能や、企業や人材のマッチング等を促すコーディネート機能やコンサルティング機能等の設置について検討する。

## 6.2 利活用のイメージ

上記に基づく、現時点の利活用イメージは以下のとおり。



※素案における機能や配置等の考え方を基に、現時点のイメージとして示したものです。  
まず広場等を暫定供用し、検証しながら段階的な整備を推進。

出島側からのイメージ

市役所側からのイメージ

具体的な建物等の規模や配置、  
デザイン等は今後検討のうえ決定

具体的な建物等の規模や配置、デザイン等は今後検討のうえ決定

## 6.3 留意点等

### 6.3.1 上質な空間の整備

歴史ある石垣に囲まれ、様々な歴史の変遷を持つ石垣上の敷地をはじめ、この地にふさわしい、センスのよいたたずまいやデザインを備えた空間を整備する。

広場については、ほどよい「囲まれ感」を考慮し、オープンでありながら落ち着けるように、適度に関き・閉ざされた空間となるよう留意する。

また、広場に芝生や樹木を植えて、カフェを併設し、木陰やベンチで県民市民や観光客等が気軽にくつろげる空間を演出するとともに、建物からの眺望にも配慮し、出島や広場などを見渡せるテラス等の設置などについても留意する。

このほか、若者や女性などが気軽に集い、共に学び、新たな交流につなげたり、様々な魅力に触れることができるなど、長崎の将来を支える若い世代の人達などに必要とされる、まちなかのサードプレイス となりうるような空間を目指す。

自宅や学校、職場とは別の居心地のいい居場所のこと

### 6.3.2 景観への配慮

長崎市のまちなかの中心に位置し、復元が進む出島とも近接していること等を踏まえ、景観に配慮するとともに、出島とのバランスを重視するなど、周辺環境とともに街並みを形成していくことを念頭に、デザイン等の工夫について留意する。

表 6-1 想定される景観に配慮したデザイン等の工夫例

景観への配慮	デザイン等の工夫例
出島を見渡す / 出島から望む	<ul style="list-style-type: none"><li>● 建物は低層の建物とし、出島を望める眺望等にも留意する。</li><li>● 第一別館跡付近に、出島表門橋とのデザインの調和等に留意し、石垣上と石垣下を繋ぐ階段等を整備する。</li></ul>
市役所通りや大波止からの景観	<ul style="list-style-type: none"><li>● 整備する建物は高層や大規模なものとならず、敷地全体を開放感のある空間とする。</li><li>● 築 100 年近い旧第三別館は、大波止周辺の風景の一部となっており、改修して引き続き利活用できないか検討を深める。</li></ul>

### 6.3.3 環長崎港地域アーバンデザインシステム

県庁舎跡地の整備については、周辺地域との景観の調和を図り、美しい景観に寄与するため、環長崎港地域アーバンデザインシステム<sup>1</sup>の対象事業としている。当デザインシステムの専門家からの高い専門性や広い見識に基づくアドバイス等をもとに、質の高いデザインを目指す。

<sup>1</sup> 環長崎港アーバンデザインシステム

主に長崎港周辺で実施される県の開発事業を行う際に、美しい都市景観を創造し後世に引き継ぐ財産とするための調整を行うシステム。平成 12 年創設

### 6.3.4 可変性の確保

県庁舎跡地および県警本部跡地において複合的なハード・ソフト整備を行うことから、整備後の運営の中で生じてくる新たなニーズ（機能の付加など）、さらには社会経済情勢等の変化による機能等の見直しなどにも柔軟に対応できるよう、以下の点などに留意しながら、建物やスペース等に可変性を確保する。

#### (1) 将来的な拡張スペースの確保

将来生じうる新たな課題やニーズ（機能の付加）等に対応できるよう、一定の拡張に耐えうるスペースの確保について留意する。



#### (2) 低層等の建築物の整備

景観との調和等とともに、将来起こりうる敷地内の機能配置の変更や見直し等に備えて、低層の建物や軽量で改修が容易な木造建築とする等により、増改築などにも対応しやすい建築物とすること等について留意する。



### 6.3.5 段階的整備

前述のとおり、複合的なハード・ソフトの整備であることに加え、例えば、旧県庁南側付近については出土した石垣の保存・利活用のあり方を先ず整理する必要があるなど、整備箇所ごとに状況が異なることから、整備については部分的・段階的に進める必要がある。

具体的には、先ず、既に更地となっている第二別館跡地や、石垣上や旧第一別館跡地付近の空間など、先行して整備可能な箇所から着手し、段階的な整備を推進していく。なお、今後の事業スキーム等の精査次第ではあるが、県警本部跡地も含め、段階的整備を検討する。

また、より効果的な機能整備につなげるため、石垣上や旧第一別館跡地などを整地して、

先ずオープンスペースとして暫定的に供用し、その上で、利用状況等を検証のうえ、その後の整備を検討する。（詳細については、8. 今後の進め方を参照）

#### 6.3.6 歴史を体感してもらう工夫等（一部再掲）

歴史を活かした新たな賑わいづくりを実現するために、この地に集う県民市民、観光客等がこの地の重層的な歴史を体感できるよう工夫する。

##### (1) 現存する石垣等の活用

現存する県庁舎跡地東側および西側の石垣や、令和 2 年度の埋蔵文化財調査で出土した南側付近の石垣など、いわゆる「本物」については保存・活用することを基本とする。

なお、大正時代の建築物である旧第三別館については、建物の詳細な調査を実施し、その上で、安全性や耐久性、利活用ニーズ等を総合的に勘案し、最終的なあり方を整理する。

##### (2) 遺構等に配慮した整備・配置

建物等の配置等を検討する際は、これまでの埋蔵文化財調査によって確認された遺構等の状況等も踏まえるとともに、遺構等に影響の少ない簡易な基礎等による建物等とすることなど、埋蔵文化財の状況に配慮した整備や配置となるよう留意する。

##### (3) 先端技術の活用等

重層的な歴史があるため、特定の時代の建築物等を復元することは難しいと考えられることから、ARやVR、MRなど先端技術等を活用し、効果的に歴史を体感してもらう情報発信等のあり方について工夫する。

なお、先端技術は、歴史等の魅力を感じてもらう手段である一方、時代とともに更新していくことに留意する。

##### (4) 往時を彷彿とさせる工夫

前述の、いわゆる「本物」を活かす等の観点で、この地における往時の状況等を彷彿とさせるような工夫等について検討する。

例えば、現存する石垣とともに、令和 2 年度の埋蔵文化財調査で出土した石垣を見せる方向で検討し、県庁舎跡地に隣接する地域に残る石垣と併せ、地形的にこの地が岬の先端であったことを彷彿させるなど、ストーリー性を持った利活用等を検討する。

そのほか、イエズス会年報の記述にある、天文時計や鐘楼が築かれた広場に人が賑わっていた光景などを参考に、4 代目県庁舎時代に時を刻んでいた時鐘の活用なども含め、往時を彷彿させるモニュメント的な整備等についても可能性を検討する。

#### 6.3.7 効果的な情報発信

歴史文化遺産をはじめ、まちなかへの回遊や県内周遊の起点となるべく、県内の様々な魅力を効果的に発信する手法について検討する。

具体的には、県内各地域の歴史や文化等を広く紹介することができるよう、企画展のような形で定期的に内容を替えながら開催するなど、多様な展示や催しを可能にする仕組みづくり等について留意する。また、文化観光推進法に基づく、地域における文化観光の推進を図るため、県美術館や歴史文化博物館等と連携した効果的な展示や情報発信等についても検討する。

#### 6.3.8 エリア全体の人の流れや日常の賑わいづくり等を意識した仕掛けづくり

前述のとおり、長崎のまちは、100年に一度とも言うべき大きな変革の時期を迎えており、長崎の未来を変える複数のプロジェクトが各地で進行している。

このように、まちが大きく変化しようとする中、自ずと人々の流れについても全体的に変わってくるが見込まれることから、エリア全体の人の流れ等を意識しながら、まちなかに人を呼び込む起点として県庁舎跡地を活用すること等について検討する。

また、賑わい創出の基本的考え方として、県民市民による日常的な賑わいの中に、観光客等も引き込まれ、さらに交流が生まれていくことを目指す。このため、大規模なイベントだけでなく、日頃から県民市民によるマルシェやワークショップなど、様々な集いや催しが行われているような空間となるよう、運営の仕組みづくり等を含め検討していく。

#### 6.3.9 県庁舎跡地と県警本部跡地の一体的活用および周辺エリア開発との連動

県庁舎跡地と県警本部跡地の敷地は、幹線道路を挟んで分かれているが、機能的には分離することなく、それぞれの特徴を活かしながら相乗効果を発揮させるべく、一体的な利活用を行う。

具体的には、県警本部跡地における企業や大学等の共同研究により開発した成果を、県庁舎跡地において発表したり、県民市民に体験してもらおう実証実験の場とするほか、県庁舎跡地における幅広い交流の中から生まれたアイデアを具体化する場所として、県警本部跡地のシェアオフィス等を活用することなどについて検討する。

また、県庁舎跡地および県警本部跡地にとどまらず、周辺エリアの今後の開発との連動など、まちづくりの観点や広域的な視点に立った利活用に留意する。

#### 6.3.10 市町、関係団体、地域の方々等との連携

持続的な賑わいの創出、魅力ある情報発信や展示等、観光客等のまちなかへの回遊や県内周遊を促す工夫など、県庁舎跡地の利活用については、ソフト面の仕掛けが重要である。

このため、県庁舎跡地がある江戸町、県警本部跡地がある万才町、築町や浜町などの近隣自治会、商店会などの関係団体、長崎市をはじめとする県内市町等と継続して連携を図ることで、持続的かつ魅力ある賑わいの創出や交流の拡大につなげる。

## 6.4 その他留意事項

### 6.4.1 隣接する江戸町公園や周辺の広場・公園との連携

石垣下の敷地を有効に活用するため、隣接している江戸町公園（長崎市の都市公園）との一体的な利活用を図る。利用者の利便性の向上等に留意し、長崎市との連携による効果的な運用のあり方について検討する。

さらに、市道を挟んで隣接する出島表門橋公園など周辺の広場や公園と連携を図りながらイベントなどの開催等を検討し、一層の賑わいの創出につなげていく。

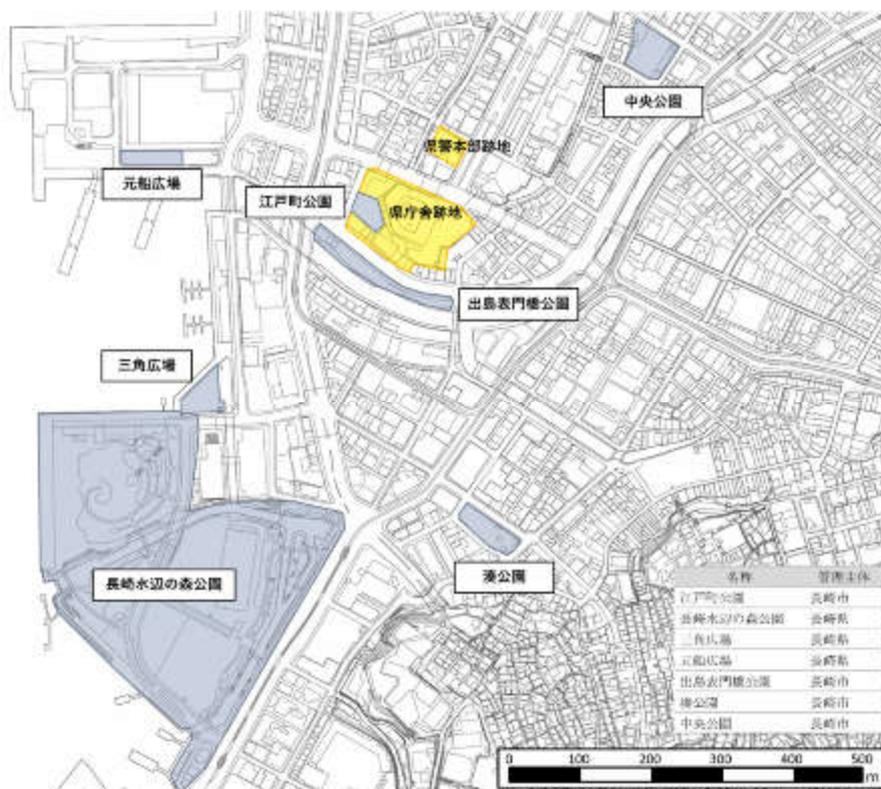


図 6-2 周辺広場・公園マップ

### 6.4.2 Society5.0 への対応

県の「ながさき Society5.0 推進プラン」に掲げる、県民の豊かで質の高い生活や、産業振興、地域活性化が図られる Society5.0 の実現に向け、県警本部跡地において、産学官等の連携によるオープンイノベーション等を推進するなど、本県の地域課題の解決や新たな産業やビジネスの創出にも寄与するような利活用を図る。

### 6.4.3 ポストコロナ社会への対応

新型コロナウイルス感染のリスクを低下させるため、風通しのよいオープンスペースの確保や換気能力の高い設備の導入による換気機能の強化、接触感染リスクを軽減するコン

タクトレスな屋内空間の整備、ペーパーレスでリモート会議を可能とする会議室設備の設置等について留意する。

また、コロナ禍でテレビ会議の活用が飛躍的に進み、ポストコロナ社会では引き続きオンラインの利活用が進むと考えられる一方で、フェイス・トゥ・フェイスによる質の高いコミュニケーションはイノベーションの創出等に欠かせないとの見方もあり、オフライン(リアル)の価値が相対的に向上する可能性もある。デジタルとリアルの使い分けなど、価値観の変化等も踏まえつつ、交流支援機能をはじめ、ポストコロナ社会に対応した効果的な整備について検討する。

#### 6.4.4 脱炭素社会の実現

国内外で取組が加速している「2050 カーボンニュートラル(脱炭素社会の実現)」に向けて、本県の産業振興施策とも連動し、半導体関連産業やAI・IoT・ロボット関連産業、航空機関連産業、海洋エネルギー関連産業などの分野におけるオープンイノベーションの推進等に寄与するような機能整備について検討する。

また、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(建築物省エネ法)」(平成27年公布)が令和2年度に改正され、中規模の建築物について、省エネ基準への適合が令和3年度より義務づけされたところであり、県庁舎跡地における施設整備においても、都市の低炭素化に資するような整備となるよう留意する必要がある。